



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県地方薬事審議会規則の一部を改正する規則

(薬務課)

一

○埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)

一

訓令

○埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

() 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示(南部振興)

三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示(川越比企振興)

三

○特定非営利活動法人の設立に係る告示()

四

○特定非営利活動法人の設立に係る告示(NPO活動推進課)

() 四

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示()

() 四

○平成二十年度埼玉県ふぐ調理師試験(食品安全課)

四

○映像支援室編集機器(Flameシステム)の賃貸借に関する入札告示(彩の国ビジュアルプラザ)

五

○大規模小売店舗の変更に係る告示(商業支援課)

六

○WTOに基づく一般競争入札の中止の告示(技術管理課)

七

○開発行為に関する工事の完了の告示(建築指導課)

八

○県道深谷寄居線の供用の開始(熊谷県土)

九

○東松山県土()

八

() ()

九

○埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

九

雑報

○第七十五回埼玉県環境影響評価技術審議会の開催(温暖化対策課)

九

正誤

○埼玉県教育委員会訓令第2号中訂正(教委・総務課)

一〇

○埼玉県教育委員会教育長訓令第2号中訂正()

一〇

規則

埼玉県地方薬事審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県地方薬事審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県地方薬事審議会規則(平成十七年埼玉県規則第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 公募に応じた者

附則

この規則は、平成二十年九月一日から施行する。

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報

センター所長」に改める。
 第二条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

第二十三条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局
 県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年五月二日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗
 訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄に次のように加える。

19 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、副教育長等職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄1中「及び21」を「、21及び22」に改め、同欄中22を23とし、21の次に次のように加える。

22 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、主査級以上の職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号部長専決事項の欄中23を24とし、22を23とし、21の次に次のように加える。

22 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、職員（主査級以上の職員、職務の級が行政職給料表の一級の職員及び技能職員を除く。）として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第五号部長専決事項の欄4中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改め、同欄11中「第三条及び」を削る。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄に次のように加える。

18 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、校長として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄20中「教頭」の下に「、教諭又は養護教諭」を加え、同欄中22を25とし、21を24とし、20の次に21から23までとして次のように加える。

21 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、教頭、教諭又は養護教諭として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

22 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員として任期を定めて採用すること。

23 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、事務職員及び技術職員のうち主査

級以上の職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。
別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄1中「及び24」を「、25及び26」に改め、同欄中27を30とし、26を29とし、25の次に26から28までとして次のように加える。

26 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、事務職員又は技術職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

27 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員として任期を定めて採用すること。

28 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄に次のように加える。

18 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、校長として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中17を18とし、16を17とし、15の次に次のように加える。

16 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、教頭として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

別表第四教育事務所長の項第一号専決事項の欄9中「及び」を「又は」に改め、同欄12中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同欄中13を14とし、12の次に次のように加える。

13 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年四月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キャリア研究所

三 代表者の氏名
佐藤 義博

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市安行領家九七四番地の

一 二
五 定款に記載された目的

この法人は、求職者と求人事業所及び学校に対し、適切なキャリア支援及び人材コーディネートを行うことを目的とする。

埼玉県告示第六百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月二日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年四月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称
スノードロップ・共同墓地普及サポートセンター

三 代表者の氏名
布川 智恵子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百九十一

三 百 六
五 定款に記載された目的

この法人は、近年の家族の形態の変化に伴い、継承者のいない方、経済的にお墓を持つことが困難な方、墓地について不安のある方に対し、永代供養墓の普及活動に関する事業、葬送支援事業を行い、すべての人々が健やかに

暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

毛呂Book

三 代表者の氏名

渡邊 庸久

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字原宿四百九十番地

十一

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもからお年寄りまで、すべての人々に読書をはじめとする情報サービスを提供することにより、人々が知識と情報を得ることを助け、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、図書館事業の進歩発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人HERITAGE

Eチャリテイルリンク

三 代表者の氏名

楠田 昭徳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区別所四丁目一

三番二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、ワーキングプア・ホームレス・高齢者等の社会的弱者に対して、福祉・勤労・医療・生活・環境等に関する色々な情報や支援を提供すると共に、地元自治体や地域住民との協力により、交流の場を提供し、社会的弱者の自立に関する啓蒙活動や地域住民との交流の活性化を図り、もって、地域住民相互扶助を推し進め、社会の安全・平和・環境保全に寄与することを目的とします。

埼玉県告示第六百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人自然観察さいたまフレンド

三 代表者の氏名

小野 達二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一

丁目二二二四番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、自然保護につながる自然観察を活動の原点として、自然環境保全や環境教育の諸活動をつうじて、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百四十五号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

イ 学科試験

平成二十年八月十九日(火)
さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館

ロ 実技試験

平成二十年八月二十一日(木)
さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地
国際調理師専門学校

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号) 第四条に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成二十年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領5に規定する受験願書等
ロ 試験手数料
一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十年七月十日(木)及び同月十一日(金)

午前十時から午後四時まで
さいたま市浦和区高砂三丁目十四番一号
埼玉県自治会館

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による受付は行わない。

五 平成二十年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

イ 埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所
ロ さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課並びにさいたま市保健所及びさいたま市保健所環境衛生課市場監視係

ハ 川越市保健所

六 合格発表

平成二十年九月二十五日(木) 午前九時に埼玉県庁本庁舎二階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
映像支援室編集機器 (Flame システム) の賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年7月1日(火) から平成25年6月30日(日) まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアル

埼玉県告示第六百四十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

プラザ副館長 酒井英治 電話048-265-2502(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成20年5月13日(火)まで(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ4階

研修室1

イ 日時

平成20年5月9日(金) 午後2時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ4階

研修室1

イ 日時

平成20年5月23日(金) 午前11時

- (5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ

イ 受領期限

平成20年5月22日(木) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年5月19日(月)までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効
次に掲げる入札書は無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要件

(5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県告示第六百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

北葛飾郡鷲宮町桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見 敏男

(変更後)

株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹

ハ 変更年月日

平成十八年十月六日

ニ 届出年月日

平成二十年四月十一日

二 縦覧期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

入間郡三芳町大字藤久保三百五の一

ロ 変更の概要

設置者の代表者変更

(変更前) 株式会社 松本商会

代表取締役 松本 仙太郎

(変更後) 株式会社 松本商会

代表取締役 松本 伸一郎

ハ 変更年月日

平成十八年六月二十四日

ニ 届出年月日

平成二十年四月十七日

二 縦覧期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツモトビル

入間郡三芳町大字藤久保三百五の一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収用台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二九四台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 二六七台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出口二箇所 入口二箇所 出入口四箇所 位置 図面省略

(変更後) 出口二箇所 入口二箇所 出入口五箇所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十年十二月十八日

ニ 届出年月日

平成二十年四月十七日

二 縦覧期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十号

平成二十年埼玉県告示第四百三十三号  
(電子納品保管管理システム用設備の賃貸借に関する入札公告)は、取り消す。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年三月五日

指令杉整第一九〇二四五〇号

二 検査済証番号

平成二十年四月二十五日第七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町川端二丁目二七二一

一、二七三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清司

一 許可番号

平成十九年七月三十一日 第一九〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十年四月二十五日 第二〇〇〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字山ヶ谷戸字門無四

七三二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

ふじみ野市大原一―五―二二

ヤマモトスクリーン株式会社

代表取締役 山本 卓央



埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年五月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

| 路線名   | 供用開始の区間                         | 供用開始の期日   | 備考            |
|-------|---------------------------------|-----------|---------------|
| 深谷寄居線 | 深谷市柏合字山本六五番一地先から同市柏合字山本七五番四地先まで | 平成二十年五月二日 | 延長二二〇・五〇メートル。 |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年五月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

| 路線名   | 供用開始の区間          | 供用開始の期日   | 備考           |
|-------|------------------|-----------|--------------|
| 深谷寄居線 | 深谷市檜合字粕ヶ谷戸七六番二地先 | 平成二十年五月二日 | 延長二二・二〇メートル。 |

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。  
平成二十年五月二日

埼玉県教育局教育委員会室  
三 議題  
当面する教育関係諸問題について

埼玉県教育委員会委員長

高橋史朗

一日時

平成二十年五月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

雑報

第七十五回埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。  
平成二十年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 開催日時

平成二十年五月十六日(金) 午前十時二十分から正午まで

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目

十一番八号

埼玉県知事公館 大会議室

三 議題等

1 正副会長の選出

2 平成二十年環境影響評価予定事業について

3 彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る事後調査書について

4 埼玉県環境影響評価技術指針の見直しについて

5 その他  
四 傍聴者の定員  
二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができらる。

傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県環境部温暖化対策課環境影響評価担当

電話〇四八(八三〇)三〇四一

正誤

埼玉県教育委員会訓令第二号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正二十七ページ上段七行目の次に次のように加える。

平成二十年三月二十八日

二十七ページ上段八行目の次に次のように加える。

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

二十九ページ下段後ろから九行目

誤  
埼玉県教育委員会訓令第二号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正二十七ページ上段三行目の次に次のように加える。

正  
埼玉県教育委員会教育長訓令第二号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正三十一ページ上段三行目の次に次のように加える。

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                            |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                   |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                            |
| 印刷所  | 埼玉印刷センター<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                          |